# 独 立 役 員 届 出 書

## １．基本情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会社名 | 株式会社ノジマ | コード | 7419 |
| 提出日 | 2024/6/6 | 異動（予定）日 | 2024/6/21 |
| 独立役員届出書の提出理由 | 【3.独立役員の属性・選任理由の説明】当社連結売上高の比率を修正いたしました。 | | |

☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）

## ２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※２・３） | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | | |
| 1 | 平本　和生 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | △ | | | | | 有 |
| 2 | 髙見　和徳 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | △ | | | | | | | | 有 |
| 3 | 山田　隆持 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | △ | | | | | | | 訂正・変更 | 有 |
| 4 | 堀内　文子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 5 | 池田　匡紀 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | △ | | | | | 有 |
| 6 | 柴原　　多 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | 有 |
| 7 | 林　　文子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 8 | 井上　幸夫 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | 有 |

## ３．独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※４） | 選任の理由（※５） |
|---|---|---|
| 1 | 社外取締役の平本和生氏が、かつて業務執行者であった株式会社BS-TBSと当社とは取引関係がございますが、直近事業年度における取引額は当社の連結売上高の1%未満と僅少であるため、「主要な取引先」に該当せず、独立役員の独立性に問題ないものと判断しています。 | 放送業界における会社経営等て培われた豊富なヒジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていたたくため、選任いたしました。第62期（2023年４月１日～2024年３月31日)開催の取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席、監査委員会13回 全てに出席、報酬委員会5回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。平本和生氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |
| 2 | 社外取締役の髙見和徳氏が、かつて業務執行者であったパナソニック株式会社及びそのグループ企業と当社とは取引関係があり、直近事業年度におけるパナソニック株式会社との取引額は当社の連結売上高の約3%（2024年度3月期）となりますが、退任後4年以上経過していますので、独立役員の独立性に問題ないものと判断しています。 | 家電メーカーにおける会社経営等て培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。第62期（2023年４月１日～2024年３月31日)開催の取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会4回のうち3回に出席、監査委員会13回のうち12回に出席、報酬委員会5回のうち4回に出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。髙見和徳氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |
| 3 | 社外取締役の山田隆持氏が、かつて業務執行者であった株式会社NTTドコモ及びそのグループ企業と当社とは取引関係があり、直近事業年度における株式会社NTTドコモとの取引額は当社の連結売上高の約31%（2024年度3月期）となりますが、退任後4年以上経過していますので、独立役員の独立性に問題ないものと判断しています。 | 通信業界における会社経営等て培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。第62期（2023年４月１日～2024年３月31日)開催の取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席、報酬委員会5回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。山田隆持氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |
| 4 | 社外取締役の堀内文子氏と当社とは、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。 | 長年にわたる税理士としての豊富な経験と会計税務に関する専門知識を当社の経営に活かしていたたくため、選任いたしました。第62期（2023年４月１日～2024年３月31日)開催の取締役会13回全てに出席、監査委員会13回全てに出席、報酬委員会5回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。堀内文子氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |
| 5 | 社外取締役の池田匡紀氏が、かつて業務執行者であった株式会社ニトリホールディングスと当社とは取引関係がございますが、直近事業年度における取引額は当社の連結売上高の1%未満と僅少であるため、「主要な取引先」に該当せず、独立役員の独立性に問題ないものと判断しています。 | 小売業における会社経営等て培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。第62期（2023年４月１日～2024年３月31日)開催の取締役会13回全てに出席、指名委員会4回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。池田匡紀氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |
| 6 | 社外取締役の柴原多氏が、パートナー弁護士を務めております西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社とは取引関係がございますが、直近事業年度における取引額は当社の連結売上高の1%未満と僅少であるため、「主要な取引先」に該当せず、独立役員の独立性に問題ないものと判断しています。 | 長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識等を当社 の経営に活かしていたたくため、選任いたしました。第62期（2023年４月１日～2024年３月31日)開催の取締役会13回全てに出席、監査委員会13回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。柴原多氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |
| 7 | 社外取締役の林文子氏と当社とは、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。 | 販売業界における会社経営等と指定都市である横浜市の市長３期の任期で培われた豊富なビジネス経験・知識や幅広い見識等をを当社 の経営に活かしていたたくため、選任いたしました。第62期（2023年４月１日～2024年３月31日)開催の取締役会13回全てに出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。林文子氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |
| 8 | 社外取締役の井上幸夫氏が、かつて業務執行者であった東芝テック株式会社及びそのグループ企業と当社とは取引関係がございますが、直近事業年度における取引額は当社の連結売上高の1%未満と僅少であるため、「主要な取引先」に該当せず、独立役員の独立性に問題ないものと判断しています。 | 製造業における会社経営等て培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。井上幸夫氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。 |

## ４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。